

平成14年11月12日

株 主 各 位

東京都品川区南大井 6 丁目 26 番 1 号

いすゞ自動車株式会社

取締役社長 井 田 義 則

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なにとぞご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「議決権の行使についての参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しお送りくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成14年11月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区南大井 6 丁目 26 番 1 号
大森ベルポートA館
当社 ISUZU ホール

3. 会議の目的事項

決議事項

- 第1号議案 資本減少の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（2頁～3頁）に記載のとおりであります。
- 第2号議案 資本準備金および利益準備金減少の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（3頁）に記載のとおりであります。
- 第3号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（4頁～11頁）に記載のとおりであります。
- 第4号議案 取締役2名選任の件

以 上

お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使についての参考書類

1．総株主の議決権の数 1,266,738個

2．議案および参考事項

第1号議案 資本減少の件

1．資本減少の理由

当社は、中期経営計画（いすゞVプラン）の推進により着実に業績を回復させ、第100期（平成14年3月期）には3期振りに営業黒字化を達成いたしました。しかしながら、国内商用車市場の長期低迷や米国販売の不振など、環境は依然厳しく、このような中でいすゞVプランを確実に達成し、盤石な企業体質の構築を図るために、施策の見直しを行うとともに、ゼネラル モーターズ コーポレーション（GM社）のご支援や金融機関のご協力を得て、事業体制と財務構造の抜本的な改革を柱とする「新3カ年計画」（別冊）を策定し、平成14年10月に発表いたしました。

この計画に基づき、将来にわたっての不確定要素を取り除くことで本業の更なる改善を目指すこととともない、当第101期（平成15年3月期）には、北米事業体制の見直しや希望退職の実施などにより特別損益は、約1,400億円の損失を計上する見込であります。

これらの損失計上による欠損金を填補するため、下記のとおり資本を減少いたしたいと存じます。なお、当社とGM社の100%子会社であるゼネラル モーターズ リミテッド（GML）は、同社が所有する当社普通株式619,017,000株を本総会後に当社が取得し、消却することを予定しております。

今回の資本減少は、GMLが所有する株式の消却を行うほかは、株主の皆様のご所有株式数の変更（株式の併合および消却）を行うものではなく、また会社財産を減少させるものではございませんが、資本減少ということでご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げますとともに、再建計画期間を短縮し、できる限り早く復配を行うべく「新3カ年計画」を確実に成し遂げていく所存でございますので、なにとぞ事情ご賢察のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

2. 資本減少の内容

(1) 減少すべき資本の額

本総会に先立って開催される取締役会および本総会において決議される各優先株式の発行ならびに上記取締役会において決議される普通株式の発行により、当社現在の資本の額90,329,884,442円は145,374,924,442円に増加することが予定されております。かかる資本の増加は本議案による資本減少に先立って効力が発生することが予定されており、本議案はかかる資本増加の効力発生を前提条件としているため、現在の資本の額ではなく、かかる新株発行によって増加した後の資本の額を基準とし、それからの減少を決議していただくものです。つきましては、当社の資本の額145,374,924,442円を89,829,884,442円減少させ、55,545,040,000円といたします。

(2) 資本減少の方法

払戻しを行わない無償の減資とします。その他手続上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第2号議案 資本準備金および利益準備金減少の件

当社は、いすゞグループの再生をスピードアップするため「新3カ年計画」を策定し、本業の更なる改善を目指すことといたしました。この計画に基づく抜本的なリストラクチャリングの実施にともなう特別損失の計上から生じる欠損金処理のため、商法第289条第2項の規定に基づき、当社の資本準備金101,215,356,203円のうち78,632,885,092円および利益準備金9,644,550,016円の全額を減少し、34,490,553,884円を資本の欠損填補に充当し、53,786,881,224円を資本剰余金に振り替えたく、ご承認をお願いするものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「新3カ年計画」の実行のために当社が受ける支援の一つである借入金の株式化（デットエクイティスワップ）1,000億円にかかわる下記内容の優先株式の発行に備えるため、所要の変更を行いたいと存じます。

優先株式は、種、種、種ならびに種の4種類とし、その授権枠をそれぞれ3,750万株、3,750万株、2,500万株ならびに2,500万株とします。(変更案第5条)

普通株式ならびに各種優先株式の1単元の株式の数は、1,000株とします。(変更案第6条)

種優先株式の優先配当の上限は、1株につき年80円を上限とし、未払配当金は累積せず、参加条項もないものとします。(変更案第12条 - 2第1項)

種優先株主または種優先登録質権者に対する中間配当は、行わないものとします。(変更案第12条 - 2第2項)

種優先株主または種優先登録質権者に対する残余財産の分配については、一定の金額までの優先権がありますが、それ以上の分配は行わないものとします。(変更案第12条 - 2第3項)

種優先株式を、将来買い受け、消却するための償還条項を設けます。(変更案第12条 - 2第4項)

種優先株主は、無議決権株主とします。(変更案第12条 - 2第5項)

種優先株式については、株式の併合または分割、新株引受権の付与等は行わないものとします。(変更案第12条 - 2第6項)

種優先株式は、普通株式への転換予約権付株式とします。(変更案第12条 - 2第7項)

種優先株式は、普通株式への強制転換条項付株式とします。(変更案第12条 - 2第8項)

種優先株式の定款規定の内容は、種優先株式の規定を準用します。(変更案第12条 - 3)

種優先株式の定款規定の内容は、種優先株式の規定を準用します。(変更案第12条 - 4)

種優先株式の定款規定の内容は、種優先株式の規定を準用します。(変更案第12条 - 5第1項、第2項)ただし、種優先株式に関

しては参加条項を付すものとします。(変更案第12条 - 5 第1項)
 優先配当金および残余財産の分配について、各種優先株式の間の順位は同順位とします。(変更案第12条 - 6)
 その他優先株式に関する規定の整備を行います。(変更案第12条 - 2 第9項、第17条 - 2)

- (2) 平成15年4月1日に施行される「商法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第44号)において、株主総会の特別決議の定足数を、定款の規定により緩和することが認められることとなります。これにとともに、現行定款第16条(決議方法)の変更を行うものであります。なお、当該規定の変更は、当該法律の施行をもって効力を生ずる旨附則で規定するものであります。また、当該附則規定については、当該法律の施行後これを削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第5条(会社が発行する株式の総数) 本会社が発行する株式の総数は、30億株とする。	第5条(会社が発行する株式の総数) 本会社が発行する株式の総数は、30億株とし、このうち28億7,500万株は普通株式、3,750万株はI種優先株式、 <u>3,750万株はI種優先株式、2,500万株はII種優先株式、2,500万株はIII種優先株式とする。</u> ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条（1単元の株式の数） 本会社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>（新設） （新設）</p>	<p>第6条（1単元の株式の数） 本会社の普通株式ならびに <u>種優先株式、種優先株式、種優先株式および種優先株式の1単元の株式の数は、それぞれ1,000株とする。</u></p> <p>第2章の2 <u>優先株式</u></p> <p>第12条 - 2（<u>種優先株式</u>） <u>本会社の発行する種優先株式の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p>1.（<u>種優先配当金</u>） <u>本公司は、第41条に定める株主配当を行うときは、種優先株式を有する株主（以下種優先株主という。）または種優先株式の登録質権者（以下種優先登録質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という。）または普通株式の登録質権者（以下普通登録質権者という。）に先立ち、種優先株式1株につき年80円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の株主配当金（以下種優先配当金という。）を支払う。</u> <u>ある営業年度において種優先株主または種優先登録質権者に対して支払う株主配当金の額が種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</u> <u>種優先株主または種優先登録質権者に対しては、種優先配当金を超えて配当は行わない。</u></p> <p>2.（<u>種優先株主に対する中間配当</u>） <u>本公司は、種優先株主または種優先登録質権者に対し、中間配当を行わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>3. (<u>種優先株主に対する残余財産の分配</u>) <u>本会社の残余財産の分配をするときは、種優先株主または種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき800円を支払う。</u> <u>種優先株主または種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>4. (<u>種優先株式の消却</u>) <u>本会社は、いつでも種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。</u></p> <p>5. (<u>種優先株主の議決権</u>) <u>種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>6. (<u>種優先株式の併合または分割、新株引受権等</u>) <u>本会社は、法令に定める場合を除き、種優先株式について株式の併合または分割は行わない。</u> <u>本会社は、種優先株主には新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</u></p> <p>7. (<u>種優先株式の転換予約権</u>) <u>種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>8. (<u>種優先株式の強制転換条項</u>)</p> <p><u>転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下強制転換基準日という。）以降の取締役会で定める日をもって、種優先株式1株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</u></p> <p><u>この場合、当該平均値が、(1) 種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める上限転換価額を上回るときまたは(2)当該取締役会の決議で定める下限転換価額を下回るときは、種優先株式1株の払込金相当額を(1)の場合は当該上限転換価額で、(2)の場合は当該下限転換価額で、除して得られる数の普通株式となる。</u></p> <p><u>前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>9. (種優先配当金の除斥期間) <u>第43条の規定は、種優先配当金の支払について、これを準用する。</u></p> <p>第12条 - 3 (種優先株式) <u>本会社の発行する種優先株式の内容は、第12条 - 2の規定を準用する。</u></p> <p>(新設) 第12条 - 4 (種優先株式) <u>本会社の発行する種優先株式の内容は、第12条 - 2の規定を準用する。</u></p> <p>(新設) 第12条 - 5 (種優先株式) <u>本会社の発行する種優先株式の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p>1. (種優先配当金) <u>本社は、第41条に定める株主配当を行うときは、種優先株式を有する株主(以下種優先株主という。)または種優先株式の登録質権者(以下種優先登録質権者という。)に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき年80円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の株主配当金(以下種優先配当金という。)を支払う。</u> <u>ある営業年度において種優先株主または種優先登録質権者に対して支払う株主配当金の額が種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第16条(決議方法) 株主総会の決議は、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>種優先配当金が支払われた後に残余利益があるときは、普通株主または普通登録質権者に対して、種優先配当金と同額にいたるまで株主配当金を支払うことができ、さらに残余利益について株主配当金を支払うときは、種優先株主または種優先登録質権者および普通株主または普通登録質権者に対し、1株につき同額の金額を支払う。</u></p> <p>2.(準用条文)</p> <p><u>第12条 - 2第2号ないし第9号の規定は、種優先株式にこれを準用する。</u></p> <p><u>第12条 - 6(優先順位)</u></p> <p><u>各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。</u></p> <p>第16条(決議方法) 株主総会の決議は、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。 <u>商法第343条第1項の規定によるべき株主総会の決議は、前項にかかわらず、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</u></p> <p><u>第17条 - 2(種類株主総会)</u></p> <p><u>第14条、第15条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第16条後段の定めは、平成15年4月1日より効力を生ずるものとする。</u></p>

- ・ G M L が所有する当社普通株式619,017,000株を本総会後に当社が取得し、消却すること、さらに本総会後に同社に対し90,090,000株の第三者割当増資を行うこと、ならびに本総会後の第三者割当増資にかかわる優先株式の転換予約権の行使に対応するため、発行する株式の総数および発行する普通株式の総数を、当該消却・増資後の当社発行済株式総数の4倍の範囲内で増加いたしたく、定款第5条についてさらに下記追加変更案の内容に変更するものであります。なお、追加変更案の「株式の総数」変更の効力発生は、上記消却、G M L に対する第三者割当増資ならびに優先株式発行の効力発生を条件といたします。

(下線は変更部分であります。)

前 記 変 更 案	追 加 変 更 案
<p>第5条（会社が発行する株式の総数）</p> <p>本会社が発行する株式の総数は、<u>30億株</u>とし、このうち28億7,500万株は普通株式、3,750万株はI種優先株式、3,750万株は種優先株式、2,500万株は種優先株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p>	<p>第5条（会社が発行する株式の総数）</p> <p>本会社が発行する株式の総数は、<u>34億9,400万株</u>とし、このうち33億6,900万株は普通株式、3,750万株はI種優先株式、3,750万株は種優先株式、2,500万株は種優先株式、2,500万株は種優先株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p>

第4号議案 取締役2名選任の件

GM社ならびに株式会社みずほコーポレート銀行から取締役の派遣を受け、経営管理体制の一層の強化を図るため、新たに取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、取締役 高山忠臣氏は、平成14年10月25日をもって辞任されております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
1	ベイジル エヌ ドロッソス (1948年2月25日生) (昭和23年)	1979年5月(昭和54年) ゼネラル モーターズ コーポレーション入社 1995年8月(平成7年) ゼネラル モーターズ アルゼンチン マネージング ディレクター 2000年1月(平成12年) ゼネラル モーターズ アジア パシフィック(ピー ティーイー) リミテッド エグゼクティブ ディレクター, サウス イースト アジア アンド インディア 2001年8月(平成13年) 同社リージョナル バイス プレジデント オブ オペレーションズ アンド インディア 2002年1月(平成14年) 同社 バイス プレジデント, セールス, マーケティング & アフターセールス アンド e-G M、現在に至る	0株
2	当麻 茂 樹 (昭和23年9月29日生)	昭和47年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行および株式会社みずほコーポレート銀行)入行 平成9年7月 同行法人企画部長 平成11年4月 同行営業第三部長 平成12年6月 同行執行役員営業第三部長 平成13年5月 同行常務執行役員営業第三部長 平成14年4月 株式会社第一勧業銀行の分割・合併にともない株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員営業担当役員 平成14年10月 同行退職 平成14年10月 当社顧問就任、現在に至る	0株

以上